

船舶事故調査報告書

平成24年4月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年12月17日 09時45分ごろ
発生場所	島根県宍道湖 島根県松江市所在の東来待四等三角点から真方位358°900m付近 （概位 北緯35°25.8′ 東経132°56.5′）
事故調査の経過	平成22年12月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第5 ^{あおき} 青木丸、1.1トン SN6-2643（漁船登録番号）、個人所有 8.41m (Lr) × 1.80m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、32kW（漁船法馬力数）、平成19年5月13日 B 漁船 第2 ^{まきの} 槇野丸、0.84トン SN6-72（漁船登録番号）、個人所有 4.82m (Lr) × 1.45m × 0.55m、FRP ガソリン機関、30kW（漁船法馬力数）、昭和52年6月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 61歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年3月27日 免許証交付日 平成20年4月11日 （平成26年3月26日まで有効） B 船長B 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月11日 免許証交付日 平成21年5月20日 （平成26年10月4日まで有効）
死傷者等	B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 船首船底部に擦過傷、プロペラ先端及びプロペラ軸に曲損 B 両舷中央部外板にV字型破口
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成22年12月17日08時ごろから松江市秋鹿町の宍道湖湖岸付近でしじみ漁を行ったが、漁が良くなかったため、対岸の松江市西来待係留地付近の漁場に移動するため、全速力前進（時速約30km/h）で南南西進した。 船長Aは、出漁するとき、船長Bが設置したふな刺し網の標識旗に気付いていたが、漁場を移動するとき、同標識旗の存在を失念し、12月中旬なので西来待係留地沖で刺し網漁業をする漁船はいないと思い、左舷前方

	<p>で操業していた僚船や左舷方の景色に気を取られて航行した。</p> <p>船長Aは、09時45分ごろ、船首至近のB船に気付いたが、A船の船首部とB船の右舷中央部がほぼ直角に衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、東来待四等三角点の北900m付近で船首を西方に向け、機関を停止してふな刺し網漁の操業中、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、A船及び付近の僚船に救助され、東来待の船着き場に搬送されて病院に運ばれたが、死亡が確認された。死因は、外傷性ショック死であった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：湖上 平穏</p>	
その他の事項	<p>ふな刺し網漁は、しじみ漁との競合を避けるため、しじみ漁の漁場である湖岸付近よりも沖で行われることが多く、12月の末期が最盛期である。</p> <p>ふな刺し網漁は、機関を止め、水中に沈めた刺し網を手繰り寄せて魚を捕獲したのち、水中に戻す方法であり、刺し網の全長は、約100～150mであった。</p> <p>船長Bが用いていた刺し網には、両端に縦約40cm、横約50cmの紺色の標識旗が水面上約1.5mの高さに設置されていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>A船は、和船型であり、全速力前進で航走していても操縦席からの見通しは良かった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>なし</p> <p>A船は南南西進中、B船は漂泊してふな刺し網漁の操業中、宍道湖の東来待北方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、12月中旬には湖岸沖で刺し網漁を行う漁船はいないものと思込み、適切な見張りを行っていなかったことから、前路のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、ふな刺し網漁を操業していたものと考えられるが、船長Bが死亡したため、見張り等の状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bの死因は、外傷性ショック死であった。</p>
原因	<p>本事故は、宍道湖の東来待北方沖において、A船が南南西進中、B船が漂泊してふな刺し網漁の操業中、A船とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の運航に当たっては、常時、適切な見張りを行うこと。 ・救命胴衣を着用すること。 	